

■ 自立支援医療（更生医療）を利用した場合の自己負担

更生医療を利用した場合の自己負担は原則、医療費の1割です。

なお、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が決められています（ただし、医療の内容や所得金額等によっては対象とならない場合があります。また、入院時の食事療養費は、すべて自己負担になります）。

所得の 区分 医療 の内容	生活保護	町民税非課税世帯		町民税課税世帯		
		本人の（前年の） 収入が80.9万円以下	本人の（前年の） 収入が80.9万円超	町民税所得割額 が 3.3万円未満	町民税所得割額 が23.5万円未満	町民税所得割額 が23.5万円以上
下記以外	自己負担	医療費の1割	医療費の1割	医療費の1割 （医療保険の上限）	医療費の1割 （医療保険の上限）	対 象 外
高額治療継続者 （重度かつ継続）	なし	（上限 2,500円）	（上限 5,000円）	医療費の1割 （上限 5,000円）	医療費の1割 （上限 10,000円）	医療費の1割 （上限 20,000円）

【高額治療継続者（重度かつ継続）とは】

① 疾病・症状から対象となる方

じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、  
肝臓機能（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）障害

② 高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の多数該当(※)世帯の方

〔 ※ 医療保険制度における高額療養費支給制度のひとつで、療養のあった月以  
前の12ヶ月間ですでに高額療養費の支給が3ヶ月以上ある場合に支給 〕

■ 自立支援医療（更生医療）を受けられる医療機関（病院・薬局）

更生医療は、都道府県・政令指定都市から指定された医療機関（更生医療指定医療機関）でのみ受けられます。

申請の際は、指定医療機関の中から病院・薬局それぞれにつき1箇所までを記入して下さい。

事情により申請した病院・薬局以外を利用することも可能ですが、その場合は事前に健康推進課障がい者福祉係までご連絡願います。